

香川県警察における署長等記章の着装に関する訓令

(平成19年8月20日香川県警察本部訓令第23号)

香川県警察における署長等記章の着装に関する訓令を次のように定める。

香川県警察における署長等記章の着装に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察署長及び副署長(以下「警察署長等」という。)の職責の重要性にかんがみ、その職制上の地位を明確にするため警察署長が着装する署長記章及び副署長が着装する副署長記章(以下これらを「署長等記章」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(制式)

第2条 署長記章の制式は、次のとおりとする。

- (1) 材質は、純銀とする。
- (2) 色は、金メッキ仕上げとする。
- (3) 形状及び大きさは、別図のとおりとする。

2 副署長記章の制式は、次のとおりとする。

- (1) 材質は、純銀とする。
- (2) 色は、銀いぶし仕上げ(旭日章部分については金さし)とする。
- (3) 形状及び大きさは、別図のとおりとする。

(常時着装)

第3条 警察署長等は、制服を着用するときは、常時、署長等記章を着装しなければならない。ただし、職務を遂行する上で支障があると認められる場合は、この限りでない。

(着装の方法)

第4条 署長等記章は、制服の右胸部ポケットのふたの縫い目の中央からおおむね5ミリメートル上方に、署長等記章の下端中央が位置するように装着しなければならない。

(署長等記章の取扱い)

第5条 署長等記章は、香川県警察本部長が警察署長等に貸与するものとする。

2 警察署長等は、署長等記章を適正に取り扱うとともに、その警察署の警察署長等の職を解かれたときは、これを後任者に引き継がなければならない。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

別図

署長等記章の形状及び大きさ



表面中央部に「旭日章」を、その両側に県花・県木の「オリーブ」を、下方に「屋島と瀬戸内海」を、上方に香川県警察の略称である「K P」を配した図柄とする。